

「北海道 Society5.0 推進会議」開催要領

(目的)

第1条 人口減少や少子高齢化が全国に先駆けて進行する北海道において、人手不足の解消や医療格差の是正、地域医療の確保、産業競争力の向上、地域の活性化など、ICTやAI、ロボットなどの未来技術を活用した活力ある地域社会を創造するため、本道が直面する諸課題を解決・実現する未来社会を「北海道 Society5.0」と位置づけ、官民が連携した取組を展開していくため北海道 Society5.0 推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(議題)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を議題とする。

- (1) 北海道 Society5.0 の推進に関する助言に関すること。
- (2) 北海道 Society5.0 推進計画（仮称）の策定に関する協議に関すること。
- (2) その他、北海道 Society5.0 の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は ICT や AI、ロボットなどの未来技術の動向や利活用に関し知見を有する有識者などから構成する。

(運営等)

第4条 推進会議は、必要に応じて総合政策部長が招集し、主催する。

- 2 推進会議に座長を置き、総合政策部長が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 総合政策部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に推進会議への出席を求め、その意見を出席させることができる。
- 5 総合政策部長は、必要に応じ、部会を設置することができる。

(その他)

第5条 推進会議の事務は、総合政策部情報統計局情報政策課において行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年5月27日から施行する。